ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「希望」の会社を「失望」に変えない

NO! 一緒に食事に行かない？

NO! 恋人はいるの？

NO! 個人のSNSアカウントを教えて

NO! すごくスタイルいいね！

就活セクハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日（2025年6月11日）から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

**2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。**

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。

NO ハラスメント
ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/ NOハラスメント